

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

若狭町は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

若狭町長

公表日

令和4年4月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	<p>・健康増進法に基づき、生活習慣相談や栄養指導、その他の保健指導等の事業を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①事業対象であることの確認または通知②事業利用の申込や減免申請の受理③事業提供の際に必要な個人情報の確認④事後指導や結果(記録)の保存及び管理⑤健康診査及びがん検診等の事務(肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診、各種がん健診)
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1. 健康管理システム2. 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 56,76項 平成26年内閣府・総務省令第5号第46,54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(情報照会及び情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 102の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療課
②所属長の役職名	健康医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒919-1393 福井県三方上中郡若狭町中央第1号1番地 若狭町役場 総務課 TEL 0770-45-9109 FAX 0770-45-1115
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒919-1592 福井県三方上中郡若狭町市場第20号18番地 若狭町役場 健康医療課 TEL 0770-62-2721 FAX 0770-62-1049

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康課	保健医療課	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 高橋 久直	保健医療課長 中村 俊幸	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
平成29年5月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒919-1393 福井県三方上中郡若狭町市場第20号18番地 若狭町役場 健康課 TEL 0770-62-2721 FAX 0770-62-1049	〒919-1393 福井県三方上中郡若狭町市場第20号18番地 若狭町役場 保健医療課 TEL 0770-62-2721 FAX 0770-62-1049	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和1年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健医療課長 中村 俊幸	保健医療課長	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和1年6月14日	IV リスク対策	-	新規項目の追加	事後	様式変更による追加
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和4年4月21日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・健康増進法に基づき、生活習慣相談や栄養指導、その他の保健指導等の事業を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①事業対象であることの確認または通知 ②事業利用の申込や減免申請の受理 ③事業提供の際に必要な個人情報の確認 ④事後指導や結果(記録)の保存及び管理	・健康増進法に基づき、生活習慣相談や栄養指導、その他の保健指導等の事業を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①事業対象であることの確認または通知 ②事業利用の申込や減免申請の受理 ③事業提供の際に必要な個人情報の確認 ④事後指導や結果(記録)の保存及び管理 ⑤健康診査及びがん検診等の事務(肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診、各種がん検診)	事後	対象事務の追加による修正
令和4年4月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠		(情報照会及び情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 102の2の項	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和4年4月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健医療課	健康医療課	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和4年4月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健医療課長	健康医療課長	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)
令和4年4月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒919-1393 福井県三方上中郡若狭町市場第20号18番地 若狭町役場 保健医療課 TEL 0770-62-2721 FAX 0770-62-1049	〒919-1592 福井県三方上中郡若狭町市場第20号18番地 若狭町役場 健康医療課 TEL 0770-62-2721 FAX 0770-62-1049	事後	追加修正 (評価書見直し作業による)